

回覧

6 玉社協第 〆 号
令和 6 年 5 月 30 日

社会福祉法人 玉川村社会福祉協議会
会長 須釜泰一
(公印省略)

玉川村社会福祉協議会 令和 6 年度会員会費納入のお願い

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当会の事業活動には日ごろより深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして今年度についても例年どおり各行政区長様等へ依頼することになりました。会員会費は社会福祉協議会の貴重な運営資金になっておりますので、何卒ご協力賜りますようお願いいたします。

つきましては、区役員の方、または組長様等が集金にお伺いいたしますので、その際には会費（正会員：1,000 円、特別会員：3,000 円）について納入していただきますよう重ねてお願いいたします。 敬具

記

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、略して「社協」と呼ばれることもあります。

全国の市区町村単位で設置され、地域の誰もが安心して暮らし続けることが出来る福祉の町づくり（地域福祉活動）を実現するために、地域住民の皆さんを会員とし構成された民間の社会福祉団体です。

社協は社会福祉法により地域福祉推進活動の中心的な担い手として位置づけられています。

住民の皆さんとともに地域の福祉・生活課題を地域全体の問題としてとらえ、その解決に向け、住民皆さんで協力し合い話し合いなどを行うことで、住民主体の“福祉のまちづくり”を推進していく役割を持っています。

社協の行う事業は、公共性が高く行政から「委託」という形で受ける事業や、行政では出来ない民間性を持ったサービスが中心となっています。また、災害時には必要に応じて災害ボランティアセンター運営を行っています。

(玉川村社会福祉協議会 ☎ 0 2 4 7 - 5 7 - 4 4 1 0)

運営の財源について

玉川村社協の事業運営は、①村から受けている委託事業費や補助金、②会員となって頂いている皆様からの社協会費、③共同募金配分金などによって運営されております。

『歳をとっても、障がいがあっても、病気になっても、自分の住み慣れた地域で家族や友人と共に安心して暮らしたい…。』という共通の願いを実現していくためには、地域福祉の担い手であり、また受け手でもある地域の皆さん自身が互いに支え合うことが大切であり、社協はこの支え合いのネットワークづくりを進めております。

社協では、この地域福祉の推進活動にご賛同頂ける個人や法人等の皆さんを会員として、会員様からいただく会費を活用させて頂いております。

②の社協会費は地域福祉の推進を進める社協にとって貴重な財源となっております。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。また、この他に、介護保険事業（介護事業所 玉川村ふれあいセンター）・居宅介護支援事業（玉川村居宅介護支援センター）などを運営し自主財源の確保にも努めております。

みな様のご協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

お寄せ頂いた会費は、小地域福祉活動・ボランティア活動などの事業や福祉サービス事業など「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を進めるための大切な財源となります。

また、社協会員になることによって、個人様、法人・企業様それぞれが「地域福祉」を身近な活動として受け止め、玉川村の地域福祉活動に間接的に参加頂いているという大切な意味もこめております。

なお、会員加入は自由意思に基づくものであり決して強制的なものではありませんが、地域福祉活動のさらなる推進のため、社協の活動をご理解頂き、多くの皆さんに会員としてご協力頂けますようお願い申し上げます。

【参考】社会福祉法人玉川村社会福祉協議会会員会則

第1条 社会福祉法人玉川村社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、玉川村に居住し事業を営む個人、又は法人で、本会事業の趣旨に賛同して会費を納入する者を会員とする。

第2条 会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員とは、一般住民で、年間1,000円の会費とする
- (2) 特別会員とは、社協職員、役場職員、民生委員、行政区長、評議員、その他役職、及び法人会員以外の事業を営む個人で、年間3,000円の会費とする。但し、継続して社会福祉事業に特別に賛同していただける方はこの限りではない
- (3) 法人会員とは、事業を営む個人又は法人、社会福祉協議会役員で、年間5,000円以上の会費とする（1口 5,000円）